

薬王堂さくら氏家店 さくら市指導事項等に対する回答

【さくら市】

No.	所管課室等	指導事項等	回答
1	学校教育課	・当該計画地は児童生徒の通学路に近接しているため、工事期間中および店舗開業後のいずれにおいても、車両の出入り等による接触事故を防止し、児童生徒の登下校時の安全確保に万全を期すること。 ・特に児童生徒の登下校時間帯（朝・夕）における事故リスクを軽減するため、店舗従業員の出勤時間帯や商品搬入（配送車両）の時間帯を慎重に調整し、当該時間帯における店舗関連車両の往来を極力回避する対策を講じること。	・当該計画地は児童生徒の通学路に近接しているため、工事期間中および店舗開業後のいずれにおいても、車両の出入り等による接触事故を防止し、児童生徒の登下校時の安全確保に万全を期するよう努めます。 ・特に児童生徒の登下校時間帯（朝・夕）における事故リスクを軽減するため、店舗従業員の出勤時間帯や商品搬入（配送車両）の時間帯を慎重に調整し、当該時間帯における店舗関連車両の往来を極力回避する対策を講じるよう努めます。
2	生活環境課	・本店舗の事業時間は午前0時までとされていますが、荷捌き作業は24時間体制と計画されています。周辺住民の生活環境および睡眠を妨げることがないように、十分な騒音対策を実施してください。 ・周辺住民からの騒音苦情は夜間に集中しやすい傾向にあります。環境基準値の遵守にとどまらず、「土曜日・日曜日」および「夜間・早朝時間帯（22時～翌8時）」の荷捌き作業・配送車両の立ち入りは極力回避するよう配慮を強く求めます。 ・近隣住民からの騒音に関する意見や苦情が生じた場合には、速やかに実態を把握し、真摯かつ迅速に対応するとともに、必要な再発防止策を講じてください。	・荷捌き作業の24時間体制の計画について、周辺住民の生活環境および睡眠を妨げることがないように、十分な騒音対策を実施いたします。 ・「土曜日・日曜日」および「夜間・早朝時間帯（22時～翌8時）」の荷捌き作業・配送車両については、可能な限り回避するよう検討いたします。 ・近隣住民からの騒音に関する意見や苦情が生じた場合には、速やかに実態を把握し、真摯かつ迅速に対応するとともに、必要な再発防止策を講じるよう努めます。
3	財政課	・開発予定区域内の用悪水路については、担当課と取扱いについて協議してください。 ・用途廃止をする場合は、普通財産の払い下げを申請してください。	・開発予定区域内の用悪水路については、担当課と取扱いについて協議いたします。 ・用途廃止をする場合は、普通財産の払い下げを申請いたします。

薬王堂さくら氏家店 栃木県指導事項等に対する回答

【栃木県】

No.	所管課室等	指導事項等	回答
1	総合政策課 担当：伊藤 TEL:028-623- 2267 FAX:028-623- 3924	意見なし。	—
2	県民協働推進課 担当：山口 TEL:028-623- 3076 FAX:028-623- 2121	1 午後11時以降、（栃木県青少年健全育成条例に定める深夜）に営業する場合には、店舗及び敷地内にいる青少年（18歳未満）に対して、同条例第48条第3項に基づく帰宅奨励（声かけ、掲示、放送等）をしていただくようお願いいたします。 2 酒類、たばこ類を販売する場合は、年齢確認等の必要な措置を行い、20歳未満の者に販売しないようお願いします。 3 図書类等（DVD・ゲームソフトを含む）を取り扱う場合には、どのような図書類が有害図書類に該当するのかを理解し、有害図書類については、栃木県青少年健全育成条例第22条に基づく区分陳列を実施し、これらを青少年（18歳未満の者）には閲覧・販売等しないでください。また、陳列箇所、有害図書類は青少年に閲覧・販売等できない旨の掲示（大きさ30cm×15cm）を行ってください。	1 午後11時以降（栃木県青少年健全育成条例に定める深夜）に営業する場合には、店舗及び敷地内にいる青少年（18歳未満）に対して、同条例第48条第3項に基づく帰宅奨励（声かけ、提示、放送等）するようにいたします。 2 酒類、たばこ類を販売する場合は、年齢確認等の必要な措置を行い20歳未満の者に販売しないようにいたします。 3 図書类等（DVD・ゲームソフトを含む）を取り扱う計画はありませんが、販売する場合は対応いたします。
3	環境保全課 担当：溝口・前田 TEL:028-623- 3188 FAX:028-623- 3138	・3000㎡以上の土地の形質変更を行う場合、工事着手30日前までに一定規模以上の土地の形質変更届出が必要になります。所管する県北環境森林事務所環境対策課（0287-22-2277）と協議してください。 ・出店後は静穏保持に努め、周辺住民から騒音に関する苦情が発生した場合には速やかに対策を講じ、誠意ある対応を行うようお願いいたします。（回答不要）	・3,000㎡以上の土地の形質変更を行う場合、工事着工30日前までに一定規模以上の土地の形質変更届出が必要になることを確認しました。所管する県北環境森林事務所環境対策課と協議いたします。 ・—

4	資源循環推進課 担当：角田 TEL:028-623- 3107 FAX:028-623- 3113	栃木県では令和3（2021）年度から令和12（2030）年度までを計画期間とする食品ロス削減推進計画を策定し、食品ロス削減のための施策を総合的に推進することとしております。 出店店舗におかれましては、本計画の趣旨を御理解いただき、食品ロスの発生実態や削減の必要性に関する理解を深め、「てまえどり」の積極的周知等により食品ロス量の削減を図るとともに、未利用食品や規格外品の活用、食品ロス削減に資する取組について、御協力くださいますようお願いいたします。	未利用食品や規格外品の活用、食品ロス削減に資する取組について、可能な限り対応いたします。
5	交通政策課 担当：齋藤・杉山 TEL:028-623- 2409 FAX:028-623- 2399	・出入口1・搬入口について左折入出庫となる誘導対策をお願いいたします。 ・新たな店舗のオープン後、周辺道路に想定以上の渋滞や交通安全上の問題が発生した場合には、関係する道路管理者や交通管理者と協議を行い、必要な対応をお願いします。	・出入口1・搬入口について左折入出庫となる誘導対策を実施いたします。 ・新たな店舗のオープン後、周辺道路に想定以上の渋滞や交通安全上の問題が発生した場合には、関係する道路管理者や交通管理者と協議を行い、必要な対応を行います。
6	道路整備課 担当：五月女 TEL:028-623- 2414 FAX:028-623- 2417	道路法第十五条（都道府県道の管理）のうち、新設、改築の観点から意見なし。	－
7	道路保全課 担当：木村 TEL:028-623- 2429 FAX:028-623- 2431	接道部分について縁石撤去及び防護柵撤去等の県管理道路区域内に関する工事が想定されるため、道路法第24条の承認を受けてください。 ※道路管理者である矢板土木事務所保全部と協議願います。	道路法第24条の手続きを行います。 ※道路管理者である矢板土木事務所保全部と協議いたします。
8	上下水道課 担当：渡邊 TEL:028-623- 2507	汚水排水計画及び雨水排水計画については、さくら市担当課と協議してください。	汚水排水計画及び雨水排水計画については、さくら市担当課と協議いたします。

9	都市政策課 担当：室井 TEL:028-623- 2801 FAX:028-623- 2595	<景観づくり担当> ・さくら市景観計画に基づく行為の届出の可否について、さくら市都市整備課と協議してください。 ・屋外広告物を設置する場合には、栃木県屋外広告物条例に基づく許可申請について、さくら市都市整備課と協議してください。 （協議先：さくら市都市整備課 028-681-1120） <開発指導担当> ・意見なし。 <計画担当> ・立地適正化計画に定める都市機能誘導区域外に誘導施設を建築等する場合には届出が必要となりますので、さくら市都市整備課と協議してください。 （協議先：さくら市都市整備課 028-681-1120） ・自動車の駐車のために供する部分の面積が500㎡以上の路外駐車場の構造及び設備については、駐車場法第11条の規定に基づく技術的基準の適合義務が生じますので、さくら市都市整備課（駐車場法担当）に確認してください。 （協議先：さくら市都市整備課 028-681-1120） ・駐車場の設置にあっては、「栃木県安全で安心なまちづくり推進指針（犯罪の防止に配慮した道路・公園・駐車場に関する指針）」に基づく措置を講じるよう努めてください。 （協議先：さくら市都市整備課 028-681-1120） <盛土安全推進班> ・盛土規制法の許可等の可否について、栃木県都市政策課盛土安全推進班と協議してください。 （協議先：栃木県都市政策課盛土安全推進班 028-623-2801）	<景観づくり担当> ・さくら市景観計画に定める行為の届出の可否について、さくら市都市整備課と協議いたします。 ・屋外広告物を設置する場合には、栃木県屋外広告物条例に基づく許可申請について、さくら市都市整備課と協議いたします。 <開発指導担当> ・－ <計画担当> ・立地適正化計画に定める都市機能誘導区域外に誘導施設を建築等する場合には届出し、さくら市都市整備課と協議いたします。 ・自動車の駐車のために供する部分の面積が500㎡以上の路外駐車場の構造及び設備については、駐車場法11条の規定に基づく地形の形質の変更もしくは建築物の建築その他の工作物の建設等についてさくら市都市整備課に確認いたします。 ・駐車場の設置にあっては、「栃木県安全で安心なまちづくり推進指針（犯罪の防止に配慮した道路・公園・駐車場に関する指針）」に基づく措置を講じるよう努めます。 <盛土安全推進班> ・盛土規制法の許可等の可否について、栃木県都市政策課盛土安全推進班と協議いたします。
---	--	---	---

10	都市整備課 担当：小栗 TEL:028-623- 2464 FAX:028-623- 2477	意見なし。	－
11	建築指導課 担当：豊田・小林 TEL:028-623- 2863	建築基準法、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（建築物省エネ法）、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー法）、栃木県ひとにやさしいまちづくり条例等について、栃木県県土整備部建築指導課審査指導第一担当（TEL：028-623-2867）と協議願います。 なお、建築確認申請に関しては、指定確認検査機関との協議でも支障ありません。	建築基準法、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（建築物省エネ法）、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー法）、栃木県ひとにやさしいまちづくり条例等について、栃木県県土整備部建築指導課審査指導第一担当と協議いたします。
12	警察本部交通規制課 担当：金子・石塚 TEL:028-623- 3808 FAX:028-623- 3808	○ 令和 8 年 8 月 5 日、事前協議終了。 ○ 今後、乗入口の位置に変更が生じた場合は、関係各課と協議し、当課とも再協議願います。	○ － ○ 今後、乗入口の位置に変更が生じた場合は、関係各課と協議し、再協議いたします。
13	経営支援課 担当：三宅 TEL:028-623-3176 FAX:028-623-3340	意見なし。	－